

食 品 安 全 委 員 会 第 174 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 1 月 18 日 (木) 14:00 ~ 15:45

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

フロルフェニールを有効成分とする牛の注射剤 (ニューフロール)
豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病 (イクテロ
ヘモラジー・カニコーラ・グリッポフォーサ・ハージョ・プラティス
ラーバ・ポモナ) 混合 (アジュバント・油性アジュバント加) 不活化
ワクチン (ファローシュアプラス B)

鳥インフルエンザ (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (鳥イン
フルエンザワクチン「北研」)

リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤 (ミコラル
経口液、経口用ミコラル)

トリニューモウイルス感染症生ワクチン (ネモバック)

豚丹毒 (酢酸トコフェロールアジュバント加) 不活化ワクチン
(ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」)

塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤 (ベンチブル
ミン—シロップ)

ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤 (ハイオネート)
(農林水産省からの説明)

・農薬 7 品目 (~ 全てポジティブリスト制度関連)

イマゼタピリアンモニウム塩

シクロエート

ジクロルミド

ゾキサミド

ピノキサデン

フルフェンピルエチル

プロボキシカルバゾン

(厚生労働省からの説明)

- ・動物用医薬品 10 品目 (~ 全てポジティブリスト制度関連)

クマホス

クレンプテロール

酢酸メレンゲステロール

セフォペラゾン

チルミコシン

ニトロフラン類 (ニトロフラン、ニトロフラントイン、フラゾリドン

及びフラルタドン)

パロモマイシン

フロルフェニコール

メチルプレドニゾロン

ラフォキサニド

(厚生労働省からの説明)

- ・新開発食品 稲から生まれた青汁 (取下げ)

(厚生労働省からの説明)

(2) 器具・容器包装専門調査会における審議状況について

- ・「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正 (ポリエチレンテレフタレート) について」に関する意見・情報の募集について

(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について

- ・「キリン ブナハリ茸」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・新開発食品 2 品目に係る食品健康影響評価について
 - ・明治満足カルシウム
 - ・カルシウム強化スキム
- ・動物用医薬品 5 品目の再審査に係る食品健康影響評価について
 - ・鶏マレック病 (マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス)
凍結生ワクチン (クリオマレック (RISPENS + HVT))

- ・鶏マレック病（マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（2 価 MD 生ワクチン（HVT + SB - 1））
- ・豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン（日生研 T G E ・ P E D 混合生ワクチン、スィムジェン T G E / P E D）
- ・豚オーエスキー病不活化ワクチン（“ 京都微研 ” 豚オーエスキー病不活化ワクチン）
- ・セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）

（ 5 ）平成 19 年度食品安全モニターの募集について（案）

（ 6 ）食品安全委員会の 12 月の運営について（報告）

（ 7 ）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 12 月）について

（ 8 ）その他

4．出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 松田基準審査課長

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 — 1 の参考資料 a 平成 18 年度食品健康影響評価依頼予定物質について

資料 1 — 1 の参考資料 b 食品健康影響評価の審議状況

資料 1 - 2 輸入承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

資料 1 — 3 暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第 24 条第 2 項の
規定に基づく食品健康影響評価について

資料 2 器具・容器包装専門調査会における審議状況について

資料 3 新開発食品専門調査会における審議状況について

- 資料 4 - 1 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<明治満足カルシウム>
- 資料 4 - 2 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<カルシウム強化スキム>
- 資料 4 - 3 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
<鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス）
凍結生ワクチン（クリオマレック（RISPENS + HVT））>
- 資料 4 - 4 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
<鶏マレック病（マレック病ウイルス 2 型・七面鳥ヘルペスウイルス）
凍結生ワクチン（2 価 MD ワクチン（HVT + SB - 1））>
- 資料 4 - 5 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
<豚伝染病胃腸炎・豚流行性下痢混合ワクチン（日生研 T G E ・ P E
D 混合生ワクチン、スィムジェン T G E / P E D）>
- 資料 4 - 6 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
<豚オーエスキー病不活化ワクチン（“京都微研”豚オーエスキー病不
活化ワクチン）>
- 資料 4 - 7 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
<セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）>
- 資料 5 平成 19 年度食品安全モニターの募集について（案）
- 資料 6 食品安全委員会の 12 月の運営について（報告）
- 資料 7 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 12 月分）に
ついて
- 資料 8 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について
- 資料 9 欧州食品安全機関（E F S A）訪問の概要（報告）

6．議事内容

○見上委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 174 回会合）」を開催いたします。本日は 6 名の委員が出席です。

また、農林水産省から杉浦畜水産安全管理課長、厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会

（第 174 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただければと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は全部で 19 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、参考資料 a、b と資料 1 - 2、1 - 3 があります。

資料 2 「器具・容器包装専門調査会における審議状況について」。

資料 3 「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 - 1 と 4 - 2 が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 - 3 ～ 4 - 7 までは「動物用医薬品再審査に係る食品健康影響評価について」。

資料 5 「平成 19 年度食品安全モニターの募集について（案）」。

資料 6 「食品安全委員会の 12 月の運営について（報告）」。

資料 7 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 18 年 12 月分）について」。

資料 8 「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について」。

資料 9 「欧州食品安全機関（EFSA）訪問の概要（報告）」でございます。

不足の資料がございましたら、お申し出ください。

それでは、議題に入らせていただきます。「（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 にありますとおり、1 月 12 日付けで、動物用医薬品 8 品目について農林水産大臣及び厚生労働大臣から、同じく 1 月 12 日付けで、農薬 7 品目について厚生労働大臣から、同じく 1 月 12 日付けで、動物用医薬品 7 品目、ポジティブリスト制度関連として 10 品目について厚生労働大臣から、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

また、新開発食品について、平成 15 年 10 月 28 日付けの食品健康影響評価の要請の取り下げがありました。

まず初めに動物用医薬品 8 品目について、農林水産省の杉浦畜水産安全管理課長より説明があります。よろしくお願いいたします。

○ 杉浦畜水産安全管理課長 農林水産省消費・安全局畜水産管理課長の杉浦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、動物用医薬品 8 品目について御説明させていただきます。お手元の資料 1 - 2 を御覧ください。

まず輸入承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品 2 品目につきまして、御説明させて

いただきます。最初に「１ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）」について、御説明いたします。

主成分はフロルフェニコールで、構造式はここに示したとおりでございます。

対象動物は牛です。

用法及び用量は、体重 1 kg 当たり 20mg を皮下に 1 回注射いたします。

効能・効果は、有効菌種はパスツレラ・ムルトシダ、マンヘミア・ヘモリチカでございます。適応症は、細菌性肺炎でございます。

「２ 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病（イクテロヘモラジー・カニコラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポルナ）混合（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（フォアージュアプラス B）」について、御説明いたします。

主成分は、豚パルボウイルス、豚丹毒菌、レプトスピラでございます。

対象動物は豚です。

用法・用量は、健康な繁殖豚に 1 回 5 ml ずつを 3 週間の間隔で 2 回、筋肉内に注射します。2 回目の注射は種付け 3 週間前に行います。次回以降の繁殖時に行う補強注射は 5 mL を種付け 3 週齢前までに 1 回、筋肉内に注射するという方法で行います。

効能・効果は、豚パルボウイルス感染症及び豚丹毒の予防並びにレプトスピラ病、そこでございます 6 つの血清型による異常産の予防でございます。

この 2 品目につきましては、薬事法旧法に基づく輸入承認に際して、食品健康影響評価を求めるものでございます。

2 ページ。次に、製造承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品 1 品目につきまして、御説明させていただきます。

「１ 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（鳥インフルエンザワクチン『北研』）」について、御説明いたします。

主成分は、鳥インフルエンザウイルス。

対象動物は、鶏。

用法・用量ですけれども、4 週齢以上の鶏の脚部筋肉内に 1 羽当たり 0.5mL ずつ注射します。家畜伝染病予防法第 3 条の 2 に基づき規定される高病原性鳥インフルエンザウイルスに関する特定家畜伝染病防疫指針に従い使用することとされております。

具体的には、特定家畜伝染病指針の中に規定がございまして、都道府県知事は原則として、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が続発し、発生農場の使用家さんの迅速な

淘汰が困難となり、又は困難となると判断される場合に家畜伝染病予防法第 31 条の規定に基づき、ワクチン接種を実施するということになっております。

本件につきましては、薬事法に基づく製造販売承認に際して食品健康影響評価をお願いするものでございます。

3 ページ以降でございます。再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品 5 品目につきまして、御説明させていただきます。

「1 リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口液、経口用ミコラル）」について、御説明いたします。

主成分は、リン酸チルミコシン液。

構造式は、そこに示したとおりでございます。

対象動物は、牛です。

用法・用量は、体重 1 kg 当たりチルミコシンとして、そこにございますように、牛の場合は 6.25～12.5mg 力価の量を 1 日朝夕 2 回の給餌時に合わせて、3～5 日間、代用乳に均一に混和して経口投与いたします。

効能・効果でございますけれども、有効菌種は本剤に感受性のあるパスツレラ・ムルトシダ、マンヘミア・ヘモリチカ、マイコプラズマ・ボビス、同ボビライニス、同ディスパー、ウレアプラズマ・ディパーサムが有効菌種でございます。適応症は、牛の肺炎でございます。

「2 トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）」について、御説明いたします。

主成分は、トリニューモウイルスでございます。

対象動物は、鶏です。

用法・用量は、乾燥ワクチンを少量の飲用水で確実に溶解した後、更に日齢に応じた量の飲用水に溶かして 7 日齢以降の鶏に飲水投与いたします。

効能・効果は、トリニューモウイルス感染による鶏の呼吸器症状の予防でございます。

4 ページ「3 豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ポーシリス ERY、ポーシリス ERY『IV』）」について、御説明いたします。

主成分は、豚丹毒菌です。

対象動物は、豚。

用法・用量は、ワクチンの 2 mL を 4 週齢以上の豚に 4 週間間隔で 2 回、頸部筋肉内に注射します。

効能・効果は、豚丹毒の予防でございます。

「4 塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤（ベンチプルミン・シロップ）」について、御説明いたします。

主成分は、塩酸クレンプテロール。構造式は、そこに示したとおりでございます。

対象動物は、馬です。

用法・用量は、この製品には定量噴射ポンプが添付されていまして、このポンプを用いて、体重 125kg 当たり 1 回 4 mL を朝夕 2 回、ポンプの先端を口腔内に挿入した後に、本体との接合部までポンプの頭部を押し込み、強制経口投与いたします。

休薬期間は、投与後 28 日間は食用に供する目的で出荷等を行わないことという休薬期間が付いております。

効能・効果ですけれども、肺炎の子馬で見られる呼吸器症状の軽減でございます。

「5 ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）」について、御説明いたします。

主成分は、ヒアルロン酸ナトリウム。

対象動物は、馬です。

用法・用量は、1 回当たりヒアルロン酸ナトリウムとして、関節腔内の場合は 1 間接当たり 20mg、静脈内の場合は 1 頭当たり 40mg を関節腔内又は静脈内に 1 週間間隔で 1 ～ 3 回注射いたします。

効能・効果は、馬の非感染性関節炎の治療でございます。

以上の 5 品目につきましては、薬事法に基づく再審査に際して食品健康影響評価をお願いするものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。

○長尾委員 クレンプテロールですが「投与後 28 日間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと」ということは、つまり時間が短いとヒトにも作用が出る可能性があるから、これだけ長いということなんでしょうか。

○杉浦畜水産安全管理課長 御指摘のとおり、動物用医薬品につきましても、その生産される畜産物についての残留基準値が設定されておりまして、この塩酸クレンプテロールにつきましても残留試験の結果、28 日間の休薬期間を設けることによって、残留しないように、このような休薬期間を設定しております。

- 長尾委員 ありがとうございました。
- 見上委員長 外にございますか。
- 本間委員 これらのものは、全部公開で審査できるものですか。
- 杉浦畜水産安全管理課長 それは食品安全委員会における審査ということですか。
- 本間委員 新たなデータが加わっているとか、そういうような可能性。
- 杉浦畜水産安全管理課長 この再審査に際して食品健康影響評価を求めているものにつきましては、恐らくそういった新たな、非公開でしか提出できないデータというのは、特になかったかと思います。
- 本間委員 分かりました。
- 見上委員長 外にございますか。小泉委員。
- 小泉委員 ３ページの２番目のトリニューモウイルスです。２の（３）ですが「７日齢以降の鶏に飲水投与する」と書いていますが、これは何日間投与するんでしょうか。
- 杉浦畜水産安全管理課長 基本的には、７日以降の鶏に１回飲水投与するという方法でございます。
- 小泉委員 もう一点ですが、ものによって、と殺するまでの休薬期間が書いてあったり書いてなかったりするんですが、それぞれについては、既にそういったいろんな規制で決められているんでしょうね。
- 杉浦畜水産安全管理課長 休薬期間は、設定する必要がないものについては設定しておりませんけれども、設定する必要があるものについては設定しております。
- ただ、これにつきましても、承認に当たってこういった期間が設定されておりますもので、食品安全委員会による評価結果を踏まえて修正することもあり得るというものでございます。
- 小泉委員 分かりました。
- 見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。どうもありがとうございました。
- それでは、動物用医薬品８品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。
- 続きまして、新開発食品の評価要請の取り下げについて、並びに農薬７品目及び動物用医薬品１０品目について、厚生労働省の松田課長より説明があります。よろしく願います。
- 松田基準審査課長 よろしく願います。まず新開発食品の取下げの件でございます。資料１－１の一番最後のページを見ていただきたいと思います。

今回の取下げの品目は「稲から生まれた青汁」という品目でございます。この品目につきましては、平成 15 年 10 月 28 日に食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、翌年 2 月に御審議をいただきました。その際にこの稲微粉末については、慢性毒性試験と遺伝毒性試験の結果を報告されたいという指示がございまして、それに関して企業の方から、経費もかかるのでということで、今回取り下げるという旨の連絡があったものでございます。

続きまして、今度は新たに評価をお願いする品目、農薬と動物用医薬品について、資料 1 - 3 に基づきまして、簡単に御説明申し上げます。ポジティブリスト制度の関連でお願いする品目でございます。

「(1) イマゼタピルアンモニウム塩」でございます。これは除草剤でございます。国内での登録はございません。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、アメリカとかオーストラリアの基準を参考にして基準を設定したところでございます。大豆とか落花生等に使われるというものでございます。

「(2) シクロエート」でございます。これも除草剤でございます。日本での登録はございませんで、ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、アメリカ基準を参考に基準を設定したところでございます。アメリカではハウレンソウとかテンサイに使われるものでございます。

2 ページ「(3) ジクロルミド」でございます。これにつきましては、薬害軽減剤という目的で使われるものでございますが、これも日本での登録はございません。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、アメリカの基準を参考にして基準を設定したところでございます。アメリカでは、トウモロコシなどに使われるというものでございます。

「(4) ゾキサミド」でございます。これは殺菌剤でございますけれども、ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、これも日本での登録はないものですから、アメリカの基準を参考に基準を設定したところでございます。パレイショとかブドウに使われているというものでございます。

「(5) ピノキサデン」も除草剤でございます。これも日本での登録はございません。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、米国とかオーストラリア、これも小麦とか大麦に使われるわけでございますけれども、それらの基準を参考にして基準を設定したものでございます。

3 ページ「(6) フルフェンビルエチル」も除草剤でございまして、日本での登録はございません。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、アメリカでは大豆とかトウモロコシに使われますが、アメリカの基準を参考に基準を設定したところでございます。

「(7)プロボキシカルバゾン」も除草剤でございます。日本での登録はございませんで、ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、これもアメリカで、大豆、トウモロコシ等に使われるということでございまして、アメリカの基準を参考に基準を設定したものでございます。

「(8)クマホス」でございます。これも日本での登録はございません。この薬は殺虫剤としての用途と、ここには記載が漏れておりますけれども、動物用医薬品として殺線虫剤として使われるというものでございます。これはポジティブリストの導入に当たりましては、ADI は設定されていないということもありまして、不検出として規定したというものでございます。

4 ページ「(9) クレンブテロール」でございます。これは動物用医薬品で繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤ということで、牛の難産処理とか馬の呼吸器症状の改善に使われるということでございます。我が国では承認はございません。ポジティブリストの導入に当たりましては、国際基準や薬事法に基づく動物用医薬品の承認時の定量限界や海外基準を参考に基準を設定したものでございます。

この品目については、再審査に伴って諮問させていただいているわけでございますけれども、実は別のメーカーの品目が既に去年 10 月 16 日に別途諮問されておりますが、今回改めて、諮問させていただいているものでございます。

「(10) 酢酸メレンゲステロール」。これは合成ホルモン剤でございまして、牛の成長促進ということで使われます。日本では承認はございませんが、アメリカで使われているということでございまして、ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、アメリカの基準を参考に設定したということでございます。

「(11) セフォペラゾン」でございます。これは抗生物質、牛の肺炎に使われるものでございます。日本では動物用医薬品としては承認がございませんけれども、ヒトの臨床用の薬としては我が国でも使われております。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、EU の基準を参考に新たに基準を設定したというものでございます。

5 ページ「(12) チルミコシン」でございます。このページのチルミコシンと次のニトロフラン類については、実は今回「資料 1 - 1」参考資料 a ということで付けさせていただきましたが、18 年度の依頼品目に今回 2 品目追加ということでお願いしているものでございます。

資料 1 - 3 に戻っていただいて、このチルミコシンでございますけれども、これは抗生物質ということで、牛の肺炎、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病に使われるということで

ざいます。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、薬事法に基づく承認時の定量限界と EU、オーストラリアの基準を参考に基準を設定したというものでございます。

「(13) ニトロフラン類」でございます。ニトロフラン類につきましては、ここにありますように、ニトロフラゾン等 4 つからなりますが、これらは合成抗菌剤というものでございます。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、発がん性等の理由で ADI が設定されていないということから、不検出という基準を暫定的に定めまして、またそれぞれの代謝物を分析対象化合物として規制の対象としているものでございます。

このうち、ニトロフラゾンの代謝物のセミカルバジドにつきましては、平成 15 年の薬事・食品衛生審議会毒性部会で一度評価がされておりまして、発がん性を有する可能性が高いという評価がされております。そのためにポジティブリスト制度の導入に当たりましては、このセミカルバジドについても規制対象ということでやっているところでございます。

しかしながら、その後、EU の EFSA におきまして、新たに遺伝毒性を否定する試験結果やこのセミカルバジドが、ニトロフラゾン由来以外に容器包装の添加剤やアミノ酸の分解に由来して検出されるということが明らかになりまして、これらからの暴露評価を踏まえて、新たに SEM のセミカルバジドの安全性評価が実施されているということでございます。EFSA におきましては、その評価では発がん性に関しては、ヒトへの影響を否定するという評価もなされているところでございます。

そうしたことから、今回、ニトロフラン類について、本年度の評価予定物質に追加して、この代謝物も含めて優先的に評価をお願いするものでございます。

厚生労働省といたしましては、食品安全委員会の評価の結果を踏まえ、ニトロフラン類の規制について、本体及び代謝物を含めて、必要に応じた見直しを行いたいと考えているところでございます。

6 ページ「(14) パロモマイシン」でございます。日本では承認はございませんが、これは抗生物質とか寄生虫駆除剤ということで、豚の赤痢とかマイコプラズマ肺炎等に使われるものでございます。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、EU の基準を参考に基準を設定したというものでございます。

7 ページ「(15) フロルフェニコール」。これは合成抗菌剤ということで、牛の細菌性肺炎や豚の胸膜肺炎等に使われるというものでございます。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、薬事法に基づく承認時の定量限界やアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、EU の基準を参考に設定したものでございます。

この品目も実は同じ成分が昨年 7 月 18 日に諮問済みでございますが、これにつきまして

も別の申請メーカーからの申請ということで、今回、別途諮問させていただいているというものでございます。

先ほど、「(9) クレンブテロール」は申請メーカーが異なると理由で申し上げたんですけれども、これは別の適用があるので、改めて今回諮問させていただくという内容でございます。済みません。訂正させていただきます。

「(16) メチルプレドニゾロン」でございます。これは日本でも承認がございますが、ステロイド系の消炎剤ということで、ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、EUとかアメリカの基準を参考に基準を設定したものでございます。

「(17) ラフォキサニド」でございます。これは日本では承認はございませんけれども、寄生虫の駆除剤ということで、ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、EUの基準を参考に基準を設定したものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○長尾委員 ニトロフラン類のところですけども、ニトロフラゾンとセミカルバジドが並行して書いてあって、管理の方は今はセミカルバジドでやっているということではないんですか。

○松田基準審査課長 現在はセミカルバジドを分析対象として、それでもって管理しています。

○長尾委員 セミカルバジドというのは、構造から見ると単純なので、あまり特異性がないような気がします。いろいろなソースから出てくると思いますね。ニトロフラゾンの量をそれで推定をするというのは、もしかしたら問題があるような気がします。その辺のことについては、何か御希望はあるんでしょうか。

○松田基準審査課長 セミカルバジドについて、毒性が大きな問題はないということであれば、一つの方策としては、今、セミカルバジドを分析対象にして規制の対象にしていますけれども、基準自体はニトロフラゾンは検出してはならないという基準がありますので、それは維持しまして、セミカルバジドは分析対象から外して、ニトロフラゾンを直接分析対象とすることも一つの案として考えております。

○見上委員長 外にございますか。本間先生。

○本間委員 私は理解が悪いのでお尋ねさせてください。要するにセミカルバジドはニトロフランの代謝産物ということですね。その毒性というか活性に関しましては、ニトロフ

ラゾンよりははるかに少ないものですね。そうすると、これはどのくらい少ないのか。100分の1とか、オーダーはもっと少ないですか。

○松田基準審査課長 毒性という意味ですか。

○本間委員 はい。

○松田基準審査課長 毒性に関しては、定量的には本体と比べてどうだこうだというのは、明確には分かりませんが、EUの評価などでは追加の遺伝毒性の試験結果等も踏まえて、例えば発がん性についても、確かに動物実験で発がん性を示すデータがあるんですが、その一方で遺伝毒性については否定するデータがあるものですから、やはりこれは閾値のある発がん物質だろうということで、それで暴露量から比べると十分マージンがありますねということで評価され、リスクについては、あまり問題ではないのではないかと評価されている物質でございます。

○本間委員 オリジンとすれば、外のそれ以外の由来するものもいろんなルーツがあるわけですね。それは合計しても、こういうふうなものの量と比べたら、はるかに少ないですか。

○松田基準審査課長 EUの評価書を見ますと、暴露量は毒性のデータから見ても、レベル的にはずっと少ないです。

○本間委員 理解いたしました。

○見上委員長 よろしいですか。外にございますか。小泉委員。

○小泉委員 2点お願いします。1つは、平成15年の薬事・食品衛生審議会では、非常に発がん性が高いという評価が出ていますね。今は4年後ですが、EUではもう既に発がん性は低いという結果が出ているんですが、そのときの文献にある程度誤りがあったというんでしょうか。文献が少なかったのか、そういったいろいろな理由があったんでしょうけれども、結論が随分違うように思うので、その点はどうかということが1つ。

もう一つは、本間委員も言われたことなんですが、プラスチック発泡剤の加熱処理によって生じるセミカルバジドとか小麦粉の改良剤、漂白剤としても使われているようなもの。そういったものについては輸入とかいう対応面について、どういうふうに対応されているんでしょうか。小麦で輸入して、日本で小麦粉にするんだと思うんですが、その辺の対応はどうされているのかをお聞きしたい。

○松田基準審査課長 まずセミカルバジドの毒性については、15年当時とそれ以降の大きな違いは、15年当時は変異原性のデータがあまりなかったものですから、本当にこれが遺伝毒性によるものか、そうでないかというのは評価ができなかったというのが、その当時

の評価に反映されたところでございます。

その後、EU でもそうですし、日本でも国立医薬品食品衛生研究所を中心に変異原性の試験を相当やりまして、その結果、やはり遺伝毒性はないということが明らかになって、それまで EU の結果も日本の結果も同じなんですけれども、そんなことも踏まえて、EU ではそういう評価がされているということでございます。

小麦粉改良剤に使われた場合ですけれども、これは日本では小麦粉改良剤としては認めていませんので、仮に小麦粉改良剤でアゾジカルボンアミドというのが使用され、それが検出されれば、それは認めていない食品添加物ということになりますので、それは輸入はできないことになります。

○小泉委員 米国では使っていいことになっていますね。

○松田基準審査課長 そうですね。

○小泉委員 ただ、検疫のところで引っかかれば、輸入止めということですか。

○松田基準審査課長 はい。

○見上委員長 長尾先生。

○長尾委員 確認ですけれども、結局、この数年の間にセミカルバジドの国際的な評価も変わっているし、実験的にもそういうデータが日本でも出ているようだとすると、結局、セミカルバジドともののニトロフラゾンと両方評価することになるんですか。

○松田基準審査課長 先ほど申し上げたように、現行のポジティブリスト上では、親化合物とその代謝物も合わせて規制対象にしていますので、今回の評価に当たっては両方の評価をいただきたいということで、お願いしたいと思っております。

○本間委員 そうすると、2つの物質を評価対象にしたときに、その表し方というのは、それぞれが何μ、何μという結果を出して活性で統一するとか、そういうことではないやり方になるんですか。

○松田基準審査課長 評価としては、それぞれの物質について、例えば ADI が設定できるのかできないのかという観点からとか、そういう形で御評価いただけるとありがたいと思っております。

○本間委員 ついでで、先ほどと同じことをお尋ねしますけれども、今、御説明されたものは全部公開で審査し得る対象なんですか。

○國枝評価課長 今回の件については、公開の資料でほとんどということであれば、座長の判断になりますけれども、今のところは公開ということで考えております。

○見上委員長 よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

例の「稲から生まれた青汁」につきましては、取下げということで処理することといたします。また、農薬 7 品目につきましては、農薬専門調査会において審議することとし、動物用医薬品 10 品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

このうち、ニトロフラン類につきましては、厚生労働省からニトロフラゾンの代謝物であるセミカルバジドの安全性についても触れてほしいとのこと。セミカルバジドの発生源は容器包装の添加物、アゾジカルボンアミドなどが考えられるということについて、説明がありました。

このようなことから、ニトロフラン類の評価に当たっては、ニトロフラゾン由来のセミカルバジドだけでなく、容器包装添加剤由来のセミカルバジドの検出状況や分析方法に関する知見も必要となることから、器具・容器包装の専門調査会の専門委員に参考人として、動物用医薬品専門調査会の議論に参加していただくようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 どうぞ。

○松田基準審査課長 先ほどの私の説明で、間違いが 2 か所ありましたので、訂正させていただきます。よろしいですか。

「（ 9 ）クレンプテロール」ですけれども、私は、我が国の承認はないと発言いたしましたが、我が国の承認はございます。

「（ 16 ）メチルプレドニゾロン」ですが、これは承認ありと説明いたしましたが、正しくは、我が国では承認はございません。

○見上委員長 （ 9 ）がありますか。

○松田基準審査課長 （ 9 ）が我が国で承認あり、（ 16 ）は承認なしということですので、よろしくお願いします。

○見上委員長 分かりました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「（ 1 ）器具・容器包装専門調査会における審議状況について」でございます。乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正（ポリエチレンテレフタレート）につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から、説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料 2 を御覧いただきたいと思います。器具・容器包装専門調査会における審議状況ということで、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められ

ました、乳及び乳製品の容器包装の規格基準の改正に係る食品健康影響評価ということで、ポリエチレンテレフタレートの追加でございます。

これについては、平成 18 年 12 月 19 日の器具・容器包装専門調査会において審議され、結果案が取りまとめられました。本日御了解がいただけましたら、広く国民への意見・情報の募集を行いたいと思います。募集期間としては、本日終了後から 2 月 16 日までの 30 日間を予定しております。

1 ページ目に「審議の経緯」の記載がございます。

2 ページ。審議結果でございますが、初めに、乳及び乳製品の容器包装につきましては、食品衛生法の規定に基づきまして、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、以下、乳等省令と省略させていただきますが、これにより規格基準が定められています。この乳等省令では、牛乳等の内容物に直接接触する合成樹脂につきましては、ポリエチレンとエチレン・1 - アルケン共重合樹脂の 2 種類となっており、使用できる添加剤も制限されています。

一方、ポリエチレンテレフタレート、PET といいますが、これについては、これまで発酵乳等、乳製品と省略させていただきますが、調製粉乳には使用が認められていますが、牛乳等については、これまで要望がないということで検討がされておらず、容器包装としての使用は認められておりません。

今般、関係業界団体から当該合成樹脂、PET を牛乳に使用できる容器包装として追加することについて、厚生労働省に要請がなされたため、厚生労働省からリスク評価の依頼があったものでございます。

現在の PET の規制状況ということで、規格基準については表 1 のとおりということで、材質試験、溶出試験について、乳等省令の対象でない食品等の規格基準はそこに記載のとおりで、乳等省令のスコープのものに該当するものは乳製品と調製粉乳に分けて書いてございますが、そこに書いておるような形での規制となっておるところでございます。

牛乳、成分調整、低脂肪牛乳等々のうち、常温保存可能品のものでございますけれども、これについては乳等省令に基づいて、製品ごとに厚生労働大臣が認定することになっております。これは、いわゆる LL 牛乳というものでございますけれども、審議の際にこういうものは対象になっているのかと御議論があり、これについては製品ごとに厚生労働大臣が認定するということを明らかにするために、ここに記載しておるところでございます。

今回は既に食品等に使用されている PET 並びに乳等省令の乳製品及び調製粉乳に使用されている PET の安全性が現行の規格基準により確保されていることを前提として、提出さ

れた資料を検討の上、PETを牛乳等に使用した場合の安全性について評価を行うこととしております。

これはどういうことかと申しますと、既に下のような形で規格基準がありますが、これについて食品安全委員会としては初めてのリスク評価ですので、厳密にいいますと、すべてそれぞれについて改めて評価をするということもありうる訳ですが、これについては既にある規格基準というもので適切に安全性が確保されているという前提の下で、牛乳等にPETを使う安全性の評価を行おうという評価方針を示したものでございます。

3 ページ。このPETについての名称、分子式、構造式はそこに記載のとおりでございます。特性としてはジカルボン酸とジオールの縮重合によってつくられる熱可塑性のポリエステルの一つということで、主にテレフタル酸又はそのジメチルエステルとエチレングリコールの縮重合ということになります。

具体的な特性はそこに記載のとおりでございます。出発原料ということで、主要な出発原料であるジオール成分、酸成分、それから副成分についての規定がされているところでございます。

4 ページ下になりますが、製造用の添加剤ということで、添加剤については、牛乳等の容器包装の内容物に直接接触する部分に使用される合成樹脂に使用できる添加剤というのは、そこに記載のような形で、5 ページになりますけれども、ステアリン酸カルシウム、グリセリン脂肪酸エステル、二酸化チタンとなっており、その中でPETに実際に使用が想定されるのは、主に二酸化チタンということとなっているということでございます。

触媒としては、PETの重合触媒としてアンチモン、ゲルマニウムが使用されています。

製造方法としては2つございまして、1つはパラキシレンを酸化して粗TPAをエステル化して得られるDNTとEGを縮重合する方式と、もう一方は、純度の高いTPA製造技術が開発されたことにより可能となったTPAとEGを直接縮重合させたものでございます。詳細については、そこに記載のとおりでございます。

6 ページ「2 - 5 牛乳等に使用するPETについて」ということで、今回、検討対象となった牛乳用のPETについては、先ほど御説明しましたように、使用される出発原料及び添加剤が限定されております。出発原料については、既に我が国で認められた食品用の器具・容器包装に使用されているもので、欧米においても使用が認められているというものでございます。

添加剤については、主に食品用の器具・容器包装及び乳等省令で牛乳等に使用されているもので、先ほど御説明したグリセリン脂肪酸エステル、二酸化チタンは食品添加物に、

ステアリン酸カルシウムは日本薬局方医薬品に指定がされているものでございます。

溶出試験等ということでございますが、そこに記載のように、食品疑似溶媒ということで、4 % 酢酸等が幾つか使われていますけれども、疑似溶媒ということで重金属、過マンガン酸カリウムの消費量。これは溶け出している有機物を測定するものです。あとは蒸発残留物などの試験が行われておりまして、7 ページの上の表のような結果になっております。アンチモン、ゲルマニウム、二酸化チタンなどの溶出試験もそこに記載のような結果となっております。

9 ページ。長期保存ということで、長期保存した場合について、アンチモンやゲルマニウムの溶出、あるいは蒸発残留物がどうなっておるかということで、そこに記載のような条件で室温なども入れながら、状況も含めながらやられておるものでございます。

11 ページ「3 - 5 溶出試験のまとめ」ということで、今までの部分の説明がまとめられております。

「4 .食品健康影響評価」ということでは、そこに記載のとおりでございますけれども、牛乳等の容器包装に使用する PET の原材料として使用される出発原料は、先ほど御説明しましたように、既に我が国において一般食品用の器具・容器包装に汎用され、しかも欧米で安全性評価を受けているものの中から、最小限の品目に限定されている。

あと牛乳等の容器包装の内容物に直接接触する合成物質の製造に使用できる添加剤、そこに記載のものについては、既に乳等省令で輸入等に使用が認められている範囲内のもので、しかもこれらは食品添加物あるいは日本薬局方医薬品に指定されているものでございます。

また、その食品疑似溶媒を用いた PET からの金属触媒、添加剤。代表例としては二酸化チタンを添加剤としてやっておりますけれども、それから重金属、蒸発残留物等の溶出試験は、大分が検出限界未満でございまして、更に牛乳を溶媒とした 10 10 日間、又は 60 30 分におけるカドミウム、鉛、アンチモン、ゲルマニウムの溶出試験の結果は、検出限界未満であり、これらの条件下において、牛乳等に使用しても安全性が懸念される結果は認められなかった。

以上のことから、食品等に使用される PET 並びに乳等省令の乳製品及び調整粉乳に使用されている PET の安全性が、現行の規格基準により確保されているということを前提として、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、今回、申請された PET は牛乳等に使用しても十分な安全性を確保していると判断される。

以上が、食品健康影響評価でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「(3)新開発食品専門調査会における審議状況について」でございます。「キリン ブナハリ茸」につきましては専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から説明願います。

○國枝評価課長 資料3を御覧いただきたいと思います。新開発食品専門調査会における審議状況ということで、平成18年8月16日に厚生労働大臣から評価依頼のありました「キリン ブナハリ茸」につきましては、昨年12月22日に開催された新開発食品専門調査会において、食品健康影響評価に関する審議結果案が取りまとめられました。本日、御了解をいただきましたならば、会議終了後から2月16日まで、国民の意見・情報の募集を行いたいと思っております。

1ページ目になりますが、そこに「審議の経緯」がございます。

2ページ「2.評価対象食品の概要」でございますけれども、「キリン ブナハリ茸」は、関与成分としてイソロイシルチロシンを含む顆粒形態の食品でございます。血圧が高めの方に適することを特徴としているものです。

1日当たりの摂取目安量は1g1袋でございます。含まれる関与成分はイソロイシルチロシンで、10.8μgとなっております。本食品は人口栽培のブナハリ茸の子実体を乾燥後、熱水にて抽出しブナハリタケエキスを噴霧乾燥したものでございまして、このエキスには、アンジオテンシンⅠ変換酵素阻害活性、ACE阻害活性と言いますが、それを持つジペプチドが複数確認されており、特に高圧作用への寄与率が高いIYを関与成分としておるものでございます。

「3.安全性に係る試験等の概略」でございますが、食経験としてはそこに書いてありますように、ブナハリタケというのは、ブナの倒木や立ち枯れに群生する扇形の食用きのこということで、東北地方などで食されている。本食品は2004年10月から既に市販されておりまして、これまでに1万5,000個。ここには書いてございませんけれども、1g1袋ということで30袋入って1個ということだそうですが、これを超えるものが販売されているということで、申請者によりますと、本食品に関し消費者からの健康に関する問い合わせは受けていないということだそうです。

また、本食品の原料と同一のブナハリタケエキス配合をし、関与成分が同様の清涼飲料

水型の食品「キリン ビー・フラット」及び２製品というのが既に特保食品ということで許可されております。

in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験ですけれども、これについては「キリン ビー・フラット」の審査申請の添付資料と同じ資料が提出しておりまして、これらの資料は既に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において安全性評価が行われていることから、食品安全委員会の専門調査会としては、改めて評価を行わないということとしました。

ヒト試験につきましては、そこに記載のような正常高値血圧及び軽症の高血圧の男女 60 名を対象にして、プラセボ成分又はブナハリタケのエキス末ということで、１日当たりの摂取目安量の 160mg を投与したランダム化二重盲検法によって 12 週間の試験が行われております。

そこに記載のような結果ということで、３ページの真ん中辺に書いてありますけれども、若干変動があったものもございますが、いずれも基準値範囲内の変動ということで「全例において随伴症状は発現せず、医師による問診、被験者の生活の記録の結果、自覚症状、他覚所見共に異常は認められなかった」とされております。

もう一つありまして、正常高値血圧の男女 16 名につきまして、ブナハリタケのエキス末 800mg。これは通常の１日の５倍量に当たりますけれども、これを４週間、カプセルタイプで摂取する試験を行っておりまして、真ん中にも書いてありますが、血液検査の結果、摂取前値との比較において、摂取終了直後の中性脂肪の有意な上昇、摂取終了４週間後の Ca の有意な上昇が認められましたが、その他の検査項目には有意な変化は認められず、医師による問診及び生活日誌の記録の結果、試験期間中の自覚症状及び他覚所見に異常は認められなかった。また、随伴症状も発現しなかったとされております。

その他ということで「キリン ビー・フラット」の多量連続引用試験で頭痛・頭重があったということで、これについての注意喚起表示を行う予定としているということがございます。これらの食品については、体調不良の問い合わせがこれまでに 13 件あり、頭痛については２件の問い合わせがあったとされております。

これはブナハリタケを使用しているということで、重金属等についての見当でございますが、クロム、ヒ素、カドミウム、スズ、水銀及び鉛の６元素についての含有量の分析をしましたところ、ここに記載のようなものが検出、あるいは水銀、スズについては不検出という形となっております。

ちなみに検出した元素の本食品の１日摂取目安量で見たときには、そこに記載のようなものに該当するということでございます。

本食品における重金属の管理については、申請者において、そこに書いてあるような形の自主規格を設定しており、それぞれ年1回の頻度で測定し、実測値にて管理値以内であることを確認しているという状況でございます。

以上を勘案しまして「4．安全性に関する審査結果」ということで「キリン プナハリ茸」については、食経験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断されるとされたところでございます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。どうもありがとうございました。それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「(4)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

新開発食品2品目に係る食品健康影響評価、並びに動物用医薬品5品目の再審査に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しておりますので、事務局から説明願います。

まず初めに、新開発食品2品目に係る食品健康影響評価につきまして、説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料4-1を御覧いただきたいと思います。特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果ということで「明治満足カルシウム」の審議結果の関係でございますが、これにつきましては1ページを御覧いただきたいと思います。

審議経過でございますが、昨年11月16日～12月15日まで、国民からの意見・情報の募集を行っております。

最後のページになりますけれども、参考というところを御覧いただきたいと思います。御意見については1件頂戴しております。紹介させていただきます。

御意見・情報の概要ということで、骨粗しょう症対策の栄養補助食品はドラッグストアなどでよく目にしている。試してみようと思うけれども、現在、授乳中なため摂取しても大丈夫かどうか気になることが多い。主に女性向けの食品であるのだから、妊娠あるいは授乳期に関わる注意書きを明記してほしいという御要望でございます。

専門調査会の回答としては、まず今回の安全性評価というのは、御指摘の栄養補助食品を含む、いわゆる健康食品全般の安全性評価を行ったものではないということについて、

まず回答させていただいております。厚生労働省から特定保健用食品における疾病リスク低減表示を行う食品「明治満足カルシウム」の健康影響評価を依頼されたことにより行われたものということで、今回は特保の評価依頼だということ次に説明させていただいております。

御指摘の妊娠、授乳時のカルシウムの摂取の安全性については、厚生労働省策定の日本人の食事摂取基準において、妊婦及び授乳期のカルシウム摂取量を成人と同様としているため「明治満足カルシウム」の安全性評価においては、妊婦及び授乳期に対して注意書きは必要ないと考えております。そういう回答でございます。

ただしということで、病気などにより身体に不安を抱えている方は、事前に健康食品の摂取の可否について医療機関に相談することが望ましいと考えますというアドバイスについても併記させていただいております。いずれにしましても、御指摘の食品の注意書き表示ということについては、担当であるリスク管理機関の厚生労働省の方にもお伝えをするという回答でございます。

それ以外はございませんので、前回の食品安全委員会で詳細を御報告しておりますので、これは先ほどもありましたが、疾病リスク低減表示ということで、今回初めてになりますけれども、それについてのものということでございます。結果としては、省略させていただきたいと思います。

引き続きまして、資料４－２でございます。同じく特保食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果ということで「カルシウム強化スキム」の安全性についての審議結果ということになります。

１ページ目ということで、これについても昨年１１月１６日～１２月１５日まで、国民からの意見・情報の募集を行っております。これについては、一番最後のページに書いてございますが、御意見等はありませんでした。

したがいまして、前回、御説明した評価内容ということで確定をさせていただければと思っております。これについても先ほど御説明しました、疾病リスク低減表示ということで、カルシウムを関与成分としたものでございまして、詳細な説明については省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

○見上委員長　どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件、新開発食品２品目につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断できるということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長　続きまして、動物用医薬品５品目の再審査に係る食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議、意見、情報の募集の手続が終了しておりますので、事務局から説明願います。

○國枝評価課長　それでは、資料４－３でございます。

これは鶏のマレック病ということで、マレック病ウイルス１型・七面鳥ヘルペスウイルス、凍結生ワクチンの再審査に係る食品健康影響評価ということで、１ページに審議経緯が書いてございます。

国民の意見・情報の募集は。昨年１１月３０日～１２月２９日まで行われております。結果は参考という一番最後のページでございますが、特にございませんでした。

したがいまして、前回、御説明したような内容で確定させていただきたいと思います。既に御説明をしておりますので、詳細な説明は省略させていただきたいと思います。

資料４－４でございます。これも鶏のマレック病ですが、マレック病ウイルス２型・七面鳥ヘルペスウイルスについての凍結生ワクチンということで、これの再審査に係る食品健康影響評価でございます。

１ページ目に審議の経緯が書いてありまして、同じく１１月３０日～１２月２９日まで、国民からの意見・情報の募集を行っております。

最後のページですが、特に御意見・情報はございませんでした。したがいまして、前回、御説明した内容で確定をさせていただければと思います。詳細内容については省略させていただきます。

資料４－５でございます。豚の伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチンの再審査に係る食品健康影響評価でございます。

１ページ目に、１１月３０～１２月２９日まで、国民の意見・情報の募集を行いました。最後のページの前になりますけれども、参考ということですが、特に御意見はございませんでした。したがいまして、前回、御説明した内容で確定させていただきたいと思います。詳細は省略させていただきます。

資料４－６でございます。豚オーエスキー病不活化ワクチンの再審査に係る食品健康影響評価ということです。

1 ページ目に同じく 11 月 30 日～12 月 29 日まで、国民からの意見・情報の募集を行ったものとして、一番最後になりますが、御意見・情報の募集はございませんでした。

したがって、前回、御説明しました内容で確定させていただきたいと思います。詳細については省略させていただきます。

資料 4 - 7 でございます。これはセフトフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤の再審査に係る食品健康影響評価でございます。

1 ページに書いてございますが、同じく 11 月 30 日～12 月 29 日まで国民からの意見・情報の募集を行っております。最後のページから 1 個手前のページになりますが、そこにございますように、御意見・情報はございませんでした。

ただ、次のページに正誤表ということで、そこに書いてございますような部分について、若干修正を行っております。

3 番目の部分については、これはこの前、ポジティブリストの関係のときの評価の手順に基づきまして、また暴露量については当評価結果を踏まえ、暫定基準値の見直しを行う際に確認するという文言を入れさせていただいております。

以上の修正を行った上で、前回、説明の内容にその部分を修正して、確定させていただきたいと思っております。詳細の内容については省略させていただきます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

○小泉委員 すみません。資料 3 に戻りますが、資料 3 の審議状況のところの第 1 行に平成 18 年 8 月 16 日に受けたと書いていて、2 ページには 8 月 17 日になっているので、これは受理した日を分けているのは、何か意味があるのでしょうか。

○國枝評価課長 厚労省から出た依頼日と、食品安全委員会の方の受理日ということです。

○小泉委員 依頼は口頭でやって、受理は翌日ですか。

○國枝評価課長 いえ、厚労省の文書の番号が 16 日ということです。3 ページの表書きのところにあるのは、厚労省の方の文書としての発出した日の番号が 16 日付けということで、審議経緯の方は、実際に文書を受け取って受理印を押しておりまして、受付をしたのが 1 日ずれたということです。

○見上委員長 よろしいですか。それでは、資料 4 に関する御説明をいろいろいただいたわけですが、資料 4 に関しては何かございませんか。よろしいですか。

それでは、本件、動物用医薬品、鶏マレック病凍結生ワクチン 2 品目、豚伝染性胃腸炎、

豚流行性下痢混合生ワクチン及び豚オーエスキー病不活化ワクチンの４品目につきまして、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、適切に使用する限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということによろしいですか。

続きまして、動物用医薬品セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤につきましても、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤エクセネル注については、提出された資料の範囲内において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないものと考えられ、0.05mg/kg 体重/日の ADI を見直す必要はないと考えられる。

ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は引き続き、当委員会において検討するということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。「（５）平成 19 年度食品安全モニターの募集について（案）」、事務局から説明願います。

○吉岡勸告広報課長 それでは、お手元の資料 5 に基づきまして、御説明を申し上げます。

食品安全モニターは、消費者の方々に日常生活を通じて、食品安全委員会が行ったリスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについて、御意見を頂くために委員会が依頼するものでございまして、その他、地域への情報の提供にも御協力をいただいております。

食品安全モニターの対象者は、日本国内に居住している満 20 歳以上で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニター会議に出席可能なもののうち、大学等で食品に関する深い学問を修了している、若しくは食品に関する深い資格を持っている、あるいは食品の安全に関する行政業務に従事したことがある、いずれかの条件を満たしている方を対象としておりまして、モニターの定数は 470 名でございます。

今般、十分に知見のあるモニターによる継続的な活動を通して、モニター制度のより活性化を図るために任期を 2 年といたしまして、1 年ごとに半数を改選することといたしたいと思っております。

したがって、平成 19 年度の募集人数は 235 名とし、平成 21 年 3 月 31 日までの 2 年の任期で募集を行い、選考依頼を行いたいと思っております。また、残りの 235 名につきましては、18 年度モニターの中から本人の意向等を勘案し、選考の上、平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間の任期で依頼することといたしたいと思っております。

委員会で御了解をいただきましたならば、平成 19 年 1 月 20 日～2 月 16 日の間、募集を行いまして、食品安全委員会ホームページ等に、明日 19 日にも募集要項等を掲載をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○野村委員 参考までに伺いたいんですが、直近で募集をしたのはいつごろで、応募状況はどんな様子だったんですか。

○吉岡勸告広報課長 直近でございますと平成 18 年度モニターでございますので、18 年 1 月から 2 月にかけて募集を行いまして、18 年 4 月に依頼をいたしました。定員 470 名に対しまして、1,500 名程度の方から応募をいただきました。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

○小泉委員 いわゆる半数の人は 18 年度の方の中から選考するということになっていますね。本人の意向はよろしいんですが、選考というのはどういう形で行われるんでしょうか。

○吉岡勸告広報課長 18 年度モニターの方に対しまして意向調査ということで、継続に対しての意欲といたしますか、意向を伺いますとともに、また既に活動をされておられる方ですので、これまでの随時報告等における活動の状況でございますとか、あるいは意向調査等に自由記述欄に書かれました内容等を踏まえまして、御本人のやりたいという意欲、それと地域的なバランスを踏まえた上で、これまでの活動状況等も勘案しまして、総合的に選考の上、決定いたしたいと思っております。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

それでは、平成 19 年度の食品安全モニターの募集について、事務局は募集の手続を進めるようお願いいたします。

次の議題に移らせていただきます。「(6)食品安全委員会の 12 月の運営について(報告)」。事務局から報告願います。

○小木津総務課長 それでは、資料 6 に基づきまして、委員会の 12 月の運営状況について御報告させていただきます。

1 ページ目。食品安全委員会の開催状況でございます。

第 170 回会合を 12 月 7 日が開催されておりますが、遺伝子組換え食品等 2 品目について評価要請、これを厚生労働省から説明を受けております。

新開発食品「明治リカルデント™ミルク」について、併せて厚生労働省から説明を受けております。

農薬クロルピリホスについて意見・情報の募集に着手しております。

添加物イソブタナールにつきまして、その結果を厚生労働大臣に通知しております。

農薬２品目につきまして、クロチアニジン、ピフェナゼートについての評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

11月の運営報告がございました。

「食の安全ダイヤル」11月分についての報告がございました。

第171回会合は12月14日でございます。評価要請案件として、乳等に使用する容器にポリエチレンテレフタレートの主成分とするという点につきまして取下げ、改めて文書が提示されておりますが、この説明を厚生労働省から受けております。

添加物次亜塩素酸水につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

動物用医薬品２品目につきまして、評価結果を取りまとめ、厚生労働大臣、農林水産大臣に通知しております。

企画専門調査会に対しまして、基本的事項のフォローアップ、平成19年度の運営計画について調査審議を求めることを決定しております。

リスクコミュニケーション専門調査会に対しまして「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」に掲げられております今後の諸課題を踏まえて、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論していただくということで、調査審議を求めることを決定しております。

２ページ。第172回会合は12月21日でございます。冒頭、寺田委員長から辞任のあいさつがございましたが、その後、見上委員長が委員長に選出されております。

農薬７品目につきまして評価要請があり、厚生労働省から説明を受けております。

動物用医薬品７品目についても、厚生労働省から評価要請の説明がございました。

遺伝子組換え食品の２品目につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

農薬アゾキシストロビンについて、評価結果を厚生労働省に通知しております。

11月分の食品安全モニターの報告がございました。

専門調査会の運営状況については、日時のみ御紹介させていただきます。

企画専門調査会が、12月4日にございました。

３ページ。添加物専門調査会が、12月19日に開催されております。

農薬専門調査会につきまして、幹事会が12月6日、総合評価第一部会が同じく12月6

日、確認評価第一部会が 12 月 25 日に開催されております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、12 月 15 日に開催させております。

器具・容器包装専門調査会は、12 月 19 日に開催です。

化学物質専門調査会は、12 月 11 日に開催されております。

4 ページ。汚染物質専門調査会は、12 月 26 日に開催されております。

プリオン専門調査会は、12 月 13 日。

遺伝子組換え食品等専門調査会は、12 月 18 日に開催されております。

新開発食品専門調査会は、12 月 22 日。

肥料・飼料等専門調査会は、12 月 21 日。続いて、非公開会合が同日開かれております。

意見交換会等の開催状況でございます。12 月 6 日に農薬に関する意見交換会が岡山市で開催されております。

12 月 12 日、同じく農薬ですが、四日市市で開催されております。

また併せて農薬の関係でございますが、13 日に大阪市で開催されております。

12 月 19 日には「とちぎ食品安全フォーラム」が宇都宮市で開催されております。

その他の事項です。12 月 1 日に第 2 回目の緊急時対応訓練の実動訓練を実施しております。

6 ページ。12 月 22 日に地域の指導者育成講習会を秋田で開催しております。

また、季刊誌 11 号を発刊しております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「(7)『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成 18 年 12 月分)について」、事務局から報告願います。

○吉岡勸告広報課長 それでは、お手元の資料 7 に基づきまして、御報告を申し上げます。

「食の安全ダイヤル」に平成 18 年 12 月に寄せられた質問等でございますが、151 件ございました。これは 12 月後半におきまして、新聞の突き出し記事、あるいはモバイルの端末電光板ニュース等、政府広報により、その周知を図った結果でございます、これまでの中で月別で最も多い件数となっております。

内訳でございますが、食品安全委員会関係が 13 件。食品の安全性関係が、トランス脂肪酸関係を中心に 44 件。食品一般関係が、ノロウイルス等を始めといたします食品衛生、あ

るいは食品表示等で 88 件。その他 6 件という状況でございます。

内容別に見ますと、トランス脂肪酸関係が 39 件と最も多く、ノロウイルス関係が 13 件という状況でございます。このうち問い合わせの多い質問等ということで、問いと答えを用意したものでございます。

「ノロウイルスの感染が広く報じられていますが、食中毒の予防法を教えてください」という問いでございます。

これに対する答えですが、ノロウイルスによる食中毒は、冬場に多く発生するのが特徴で、二枚貝の生食や調理従事者からの二次感染による様々な食品が原因となり、人から人への二次感染もあります。

少量のウイルスでも発症し、感染すると 24～48 時間の潜伏期を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、腹痛、38 以下の発熱などの症状が表れます。特に子どもや高齢者が感染した場合、健康な成人よりも重篤化しやすいので注意が必要です。

このノロウイルスによる食中毒を防ぐためには、加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱する。85℃ 1 分以上。食品などの生鮮食品は十分に洗浄する。手指をよく洗浄する。感染者の便、嘔吐物に直接接触しない。器具や床の消毒には、高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを用いるということの外、いわゆる食中毒予防の 6 つのポイントを確実に実行することが大切であるといったしまして、本食品安全委員会ホームページ、また厚生労働省のホームページを紹介しております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いたいします。よろしいですか。

それでは、他の議事はございますか。

○境情報・緊急時対応課長 私の方から 2 件、報告事項がございます。

まず初めに、宮崎県で発生しました鳥インフルエンザに関しまして、お手元の資料 8 に基づきまして、御報告申し上げます。

今回の発生の経緯が書いてございますが、11 日に宮崎県から農林水産省に、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の連絡が入っております。同日、農水省がその旨のプレス発表をしております。

12 日金曜日に農林水産省の高病原性鳥インフルエンザ対策本部が開催されておりました、4 点の決定がなされております。まず宮崎県に農水省の専門家を派遣する。まん延防止措置を迅速かつ的確に実施するというものです。

2 番目に、全国の都道府県に対しまして、農場に異常がないことを確認するとともに、本病の早期発見、早期通報の徹底を周知しております。

3 番目に、関係府省と十分連携を図りつつ、正確な情報の提供に努めるというものであります。

4 番目には、感染経路の究明を実施するというものでございます。

これに対しまして、当委員会のホームページにおきまして、鳥インフルエンザ関係の情報が見やすくなりますように、トップページ等の修正を行っております。

同日 12 日には、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議幹事会が開催されておきまして、農林水産省、厚生労働省、環境省から、概要の報告がなされております。

1 月 13 日土曜日、農水省の方で H5 亜型であるということが確認されております。それを受けまして、鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話をプレスリリースしております。

裏にまいりまして、15 日月曜日、農水省の方におきまして、感染経路究明チームが設置されております。

1 月 16 日、N1 亜型であるということが確認をされております。鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議幹事会が再度開催されております。当委員会の方からは、委員長談話の内容を御説明させていただいております。農林水産省、文部科学省の方で、この委員長談話につきましては、全国の関係者に発送されているということでございました。

農水省が全国の都道府県に指示をしておりまして、緊急立入調査等についての確認状況のプレスリリースがされております。

17 日に小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況がプレスリリースされております。H5N1 亜型ということが確認されましたので、当委員会のホームページにおけます鳥インフルエンザの Q & A の Q1 の更新を行っております。

その右のページが農水省の対策本部の決定事項がございます。3 にございますように、鶏卵・鶏肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めるということが決定されております。

次のページでございます。これは 1 月 13 日付けの農水省のプレスリリースでございます。

「1 農場の概要」にございますように、今回の発生は肉用鶏、いわゆるブロイラーでございまして、しかも種鶏ということで、実際に食品になるコマーシャル鶏の親の鶏。その農場で発生したということで、飼養羽数は 1 万 2,000 羽でございます。

幸いにこの鶏は 24 週齢ということで、まだ卵を生み始めたばかりということでしたので、

卵とかひなの出荷はなされていなかったということでございます。

2の(1)にございますように、H5亜型のA型インフルエンザということが確認されておりますが、その後、N1亜型ということも確認されておりますし、また病原性につきましては、鶏の接種試験を実施しておりましたが、接種後2日後で全羽死亡するという高病原性であることも確認がされております。

3に、この高病原性鳥インフルエンザと確認されましたので、家畜伝染病予防法に基づきまして、家きんの殺処分、消毒、移動制限といったことが実施されております。殺処分は1月14日に終了しておりまして、1月16日の夜までに焼却処分が済んでおります。

ここで移動制限半径10km以内に16戸33万羽とプレス発表されましたけれども、その後、羽数について確認がされ修正されておりました、右に書いてありますように、16戸19万4,000羽であるということになっております。

参考3というのが、当委員会の委員長談話ということでございます。2にありますように、食品安全委員会の見解は、平成16年3月に発表した「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」のとおりですので、国民の皆様には冷静に対応していただきますようお願いいたしますというものでございます。

次のページに2005年12月15日更新の委員会の考え方が書いてありまして、鶏肉・鶏卵は安全と考えますということです。万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスが付いたとしても、現在のところ、我が国においては鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトが感染することは考えられませんというものです。

下の○の方でございます。これまで鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありませんという内容でございます。

その右のページは、鶏肉・鶏卵の処理工程におきまして、安全のための措置が講じられているというものでございます。

その次のページは、農水省におけます感染経路究明チームの設置という資料でございます。

参考5が全国都道府県によりまして緊急立入調査ということで、家畜伝染病予防法に基づきまして、飼養羽数1,000羽以上の農家に立入検査を行っておりまして、すべての飼養農場で異常がないことを確認をしております。8,197戸ということでございます。

一番下の(2)にございますように、こういった報告を求めるということにつきましては、OIEコードに基づく清浄国へ復帰するまでの間は、毎週報告を求めるということでございます。

参考 6 でございます。小売店舗におけます鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況ということで、不適切な表示 114 件が確認されましたけれども、すべてが撤去・修正されております。この不適切な表示というのは、表の下にございますように、発生場所と離れた場所で生産しているとか、宮崎県清武町からの仕入れは一切ございませんというものでございます。

表の下にございますように、2,867 店舗調査をしまして、不適切店舗数 114 ということで、これはすべて修正がされているというものでございます。

参考 7 が当委員会のホームページのトップページでございまして、一番上に「鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話を発表しました」というものが書かれております。

その下にも、ノロウイルス食中毒の下に「鳥インフルエンザについて」というのがございますし、右側のホットトピック、トピックスの欄にも鳥インフルエンザの欄を設けておりまして、ここをクリックすれば内容が見られるという形になっております。

次のページが「鳥インフルエンザについて」といったものをクリックすれば、こういう状況になってくるということで、委員長談話等を掲げております。

その右が Q & A でございます。現在、Q1～Q4 までございます。一番最後のページの Q1 の発生状況でございますけれども、これは文章の下から 3 行目「日本においても、2004 年（平成 16 年）の発生・終息後、2007 年（平成 19 年）1 月に宮崎県において H5N1 亜型による鶏の感染例が発生し、現在、防疫措置が講じられていますということで、地図上の日本も赤い色にまた変わって、2007 年 1 月の発生という形になっております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

外にございませんか。

○境情報・緊急時対応課長 もう一件ございます。失礼いたしました。

資料 9 に基づきまして、先週、齊藤事務局長が欧州食品安全機関を訪問しまして、両機関の協力について意見交換をしましてまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。資料 9 の 1 枚紙を御覧いただきたいと思います。

まず日程及び場所ですけれども、先週 1 月 8 日と 9 日、欧州食品安全機関、European Food Safety Authority、EFSA と呼んでおりますが、そちらを訪問してまいりました。EFSA はもともと一昨年まではベルギーのブラッセルにあったわけですが、現在はイタリ

アのパルマ市にございます。

参加者につきましては、齊藤事務局長の外、永田リスクコミュニケーション官と私が同行をしております。

「３ 協議の目的及び概要」です。協議の相手方につきましては、EFSA の長官、副長官、リスクコミュニケーション担当官、BSE リスク評価担当官などがございます。下に書いておりますような内容について、意見の一致を見ております。

「（１）食品安全委員会と EFSA との協力の推進」ということで、食品のリスク評価を行う専門の機関としまして、役割、組織等が類似している両機関の間で、以下の分野で実質的な協力を推進することとしまして、今後、具体的な内容について、担当部局において検討していくということで意見が一致しております。

「 リスク評価に関する情報交換」ということで、農薬等に関する評価結果。その根拠となりました科学的データ等につきまして、企業秘密等もございますので、可能な範囲内の相互提供を行うものでございます。

リスク評価手法やリスク評価に当たっての個別の課題についての意見交換をやっていくというものです。

「 リスクコミュニケーションに関する情報交換」でございまして、消費者のリスク認知に関する調査。これは EFSA も当委員会も行っておりますので、その内容についての情報交換。EFSA のリスクコミュニケーションに関するワークショップへ日本側の専門家の参加等でございます。

「（２）定期会合の開催」というものでございます。第１回目の会合は、本年秋ごろに東京で開催するということで意見の一致を見ておりまして、その後は相互に開催する方向で検討を進めるということであります。

その会合の内容でございますが、今後の協力の進め方などについての協議が１つ。科学的分野、これはリスコミも含むわけですが、それについての専門家による意見交換をやってはどうかというものでございます。こちら辺につきましても、引き続き、具体的な内容につきましては、担当部局で協議をしていくことになっております。

また、定期会合につきましては、事務局において、今後、開催準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、あるいは説明事項につきまして、なにか御質問はございませんか。

それでは、まず最初に鳥インフルエンザに関してなんですけれども、インフルエンザウイルスのまん延防止処置を迅速かつ的確に実施することが非常に重要なわけです。農林水産省や宮崎県等におかれましては、引き続きこのような対応をよろしく願いいたしたいと思います。

今回、ある程度、行動がすごく早かったおかげで、今のところ順調に進んでいるように私自身も思いますので、今後とも油断することなく、よろしく願いいたしたいと思います。

委員長談話として発表いたしました、これまで鶏肉とか鶏卵を食べることによって鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は世界的に報告がございませんし、国民の皆様におかれましては、冷静に対応していただくようお願いいたしたいと思います。

なお、当委員会としましては、鶏肉や鶏卵の安全性という観点から、今後とも適切な情報提供に努めてまいりたいと思います。

欧州 EFSA、食品安全機関に関しましてですけれども、当委員会と同様にリスク管理機関から独立した専門のリスク評価機関でありますので、リスク評価やリスクコミュニケーション等について、相互に協力することは非常に重要であると思います。今後とも協力に向けた取組みを進めていくようによろしく願いいたします。

外に何かございますか。

- 小木津総務課長 特にございません。
- 見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事はこれで終了いたしました。

以上をもちまして「食品安全委員会（第 174 回会合）」を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、1 月 25 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、来週 1 月 22 日月曜日 10 時から、リスクコミュニケーション専門調査会が公開。

14 時から、農薬専門調査会確認評価部会が非公開。

23 日火曜日 10 時から、企画専門調査会が公開。

14 時から、汚染物質専門調査会が公開で開催予定となっております。

更に「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）―農薬に関する OECD の取組み（仮題）」を 1 月 24 日水曜日 14 時から、星陵会館で開催を予定しておりますので、お知らせいたします。今日はどうもありがとうございました。

以上です。